

令和2年7月15日

各団体の長 殿

諫早労働基準監督署長

労働時間相談・支援業務の活用について(ご案内)

平素より、労働基準行政の推進について御理解、御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、平成30年7月6日に「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」が公布され、労働基準法等が改正されたことにより、「有給休暇の年5日以上の取得義務」等が平成31年4月1日からすべての企業に対し、また、「時間外労働の上限規制」が令和2年4月1日から大企業のみならず中小企業に対しても適用されることになりました。

しかしながら、各企業(特に中小企業)におかれては、必ずしも労務管理体制等が十分ではない例も多く見受けられます。

なお、各中小企業の事業主様が十分に関係法令を理解し、長時間労働の削減等に向けた自主的な取組を促進していただくためには、専門者によるきめ細やかな相談・支援を行う必要があると考えております。

このため、当署では平成30年4月から「労働時間相談・支援班」を設置し、労働基準監督官である班員を個別の事業場に派遣して、働き方改革関連法等についてご説明させていただき、それぞれの事業場の労務管理に関するお悩みに沿った解決策等を提案させていただいております。

つきましては、労働時間相談・支援班を積極的にご活用いただく目的で作成しましたリーフレットを30部お届けしますので、貴会々員事業場様に配付する等により周知にご協力いただきますようお願い申し上げます。

【担当】

諫早労働基準監督署

労働時間相談・支援班

山田、小園、徳永

電話 0957-26-3310